

随意契約および比較見積省略理由書

本工事は、大型の台風2号及び梅雨前線の影響による大雨により、一級河川飛鳥川において、護岸崩壊が発生したため、応急復旧する工事である。

護岸崩壊箇所は、人家に接しており、緊急的に復旧しなければ、出水期中のため再度災害により人家が被災する恐れがある。

そのため、株式会社 堂領工建社は、本被災箇所の直下流において、一級河川飛鳥川の改修工事（八丁橋上流左岸R4）を実施しており、現地に精通し、応急復旧の資機材の調達にも迅速に対応することが可能である。

直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、応急復旧工事を行うものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。それに伴い、財務規則運用第62条関係第2項第10号により比較見積を省略するものである。